

第 10 期における研究計画・評価分科会における研究開発プログラム評価の試行的実施 と新たな仕組みの議論についてのまとめ

令和 3 年 2 月 3 日
研究計画・評価分科会

1. 研究開発プログラム評価に関する研究計画・評価分科会における議論の経緯

第 10 期においては、第 9 期からの引き継ぎ*を踏まえ、平成 31 年 4 月 17 日開催の第 68 回分科会（第 10 期の初回）において、従来取り組めていなかったプログラム評価について、具体的な実施方法や様式を定めた「第 10 期研究計画・評価分科会における研究開発プログラム評価の試行的実施と研究開発課題の評価の実施について」を決定し、各分野別委員会等において今期中の試行的実施に取り組んだ。

令和 2 年 7 月 16 日開催の第 73 回分科会において、当該決定に基づく研究開発プログラム評価の試行的実施に関する各分野別委員会等における対応状況と主な意見が報告され、その結果として、概ね各分野別委員会等及びその事務局における評価作業は大変困難であったとの意見が多く示された。

同回においては、それらの状況を踏まえ、「研究開発プログラム評価の新たな仕組み」についての提案がなされ、分科会での議論の結果、当該仕組みについて、それぞれの分野別委員会等から、ご意見等をいただくこととなり、その検討状況が本日、本分科会に報告された。

*平成 31 年 2 月 13 日開催の第 67 回分科会（第 9 期の最終回）の議論において、「研究開発計画」に掲げられている「大目標達成のために必要な中目標」の単位で研究開発課題等の取組全体を束ねたものを研究開発プログラムとし、第 10 期の 2 年間で試行的に実施することがまとめられ第 10 期に引き継がれた。

2. 第 10 期の議論のまとめ

第 10 期においては、上記のとおりプログラム評価についての試行的な取り組み等について、分野別委員会等から報告を受けつつ、分科会としても議論を行ってきたが、現状を踏まえると以下のとおりとすることが適当と考える。

- 分野別委員会等の議論が委員会での議論、事務局限りの議論と分野によって様々であり、分科会においても更に現状を認識し引き続きの議論が必要。
- 新たな仕組みとして、分野別に議論することは重要であるものの、分野を超えた研究開発課題への対応や個別分野に閉じこもった研究開発にならないためにどうすべきかなどについて、分科会としてどのように仕組みとして担保するか引き続きの議論が必要。

- 現行の研究開発計画[※]に基づく研究の推進や評価の仕組みを第10期分科会の設置期間をもって廃止するという事務局提案については、現段階で分野別委員会等での議論もさまざまであり、直ちに廃止することにより、掘りどころとなるものが存在しなくなることから、各分野の検討状況を見据え、新たな仕組みによる「分野別戦略・計画」と「分野別研究開発プログラム」が策定され移行されるまでの間は廃止しない。

※ 研究開発計画¹とは、第5期科学技術基本計画の第2章及び第3章に関する研究開発課題に対応するため、各分野別委員会等における議論を中心に、今後実施すべき「重点的に実施すべき研究開発の取組」及び「推進方策」として研究計画・評価分科会で平成29年2月にとりまとめたもの。科学技術基本計画との平仄により、今後10年程度を見通し、おおむね5年程度を計画の対象期間と位置付けている。

- なお、次期は、引き続き各分野別委員会等で分野別戦略・計画について審議・議論いただき、適切な時期に分野別委員会等として分野別戦略・計画を取りまとめることを検討していただくとともに、分科会では分科会としての取りまとめや分野を超えた共通の視点などについて検討する。

第10期としては、これまでの検討状況を踏まえ、「分野別研究開発プログラム」の在り方や最低限盛り込まれるべき内容については、次期（第11期）の分科会開始時より第6期科学技術・イノベーション基本計画の内容や、同計画に基づく次期大綱的指針の改定内容等を踏まえ、引き続き適切な仕組みの在り方を検討・議論することが適切と考える。その際、分野別研究開発プログラムの策定・活用や評価は、負担軽減、評価の屋上屋排除、評価スキル・ノウハウの習得や、評価担当者のリテラシー向上など課題が多いため、引き続き、分科会事務局及び分野別委員会等を支援する様々な工夫や取り組みを充実させることの議論を進めることなどが必要。

また、CSTI（総合科学技術・イノベーション会議）においては、次期大綱的指針の改訂に向けて、研究開発評価の充実に向けた検討がなされており、「追跡調査及び評価の有効性の確認」及び「あるべきCSTI評価」を着目点として、令和2年度中にとりまとめを行うべく検討が進められており、その中で、特にあるべきCSTI評価については、国家的に重要な研究開発の評価（大規模研究開発）とは別に① 政府全体で進めている施策についての科学技術・イノベーション政策（次期科学技術・イノベーション基本計画等）推進等の政府全体の観点からの総合的な評価及びモニタリング、② 省庁等が自らの政策実現に向けた成果等を生み出すような評価が出来ているかどうかの観点からの俯瞰的な評価（メタ評価）、の2点が示されている。これを踏まえると、本分科会における研究開発評価については、専門家による熟議を中心とした視点に加え、より俯瞰的・客観的なエビデンスに基づく分析の視点が求められることも考慮し、議論することが必要。

¹ 研究開発計画（科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会（平成29年2月：最終改定平成29年8月）（3頁参照）

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/01/24/1400470_01.pdf